

民生委員向けミニ講義動画コンテンツ整備事業

01. 民生委員の7つのはたらき

一般社団法人ウェルビーデザイン

理事長 しのはら 篠原 しんじ 辰二



一般社団法人ウェルビーデザイン

地域福祉推進を担う機関や人材を支援する非営利型社団

「地域研究」「地域開発」「人材育成」の

包括的プロジェクトによる、地域福祉活動の担い手支援

- 社協（全社協、都道府県、市区町村）の各種事業のアドバイザー活動
社会福祉協議会計画の策定、小地域福祉活動開発、被災者の生活再建支援
- 行政（都道府県、市町村）施策に関するアドバイザー活動
地域福祉計画、避難行動要支援者支援や個別避難計画の策定支援
- 地域福祉・ボランティア・**民生委員に関する支援や調査活動**
福祉関連学会活動、民生委員協議会活性化支援、企業の社会貢献活動の支援
- 地域包括ケアの仕組みづくりに関するアドバイザー活動
地域支援事業（主に地域ケア会議、生活支援体制整備事業、認知症施策、介護予防施策）
- 福祉専門職の養成に関する各種の活動
社会福祉士養成、ソーシャルワーク実践者支援、災害派遣福祉チーム組成 などを実施



▶ 全民児連や道民児連の各種事業への協力のほか、各県・市町村民児協の研修活動などを担っています。

民生委員法における民生委員の職務

職 務	活 動 例
<p>第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。</p> <p>二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。</p> <p>五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。</p>	<p>世帯票の作成、マップ作り など</p> <p>相談支援活動 など</p> <p>情報提供、チラシの配布 など</p> <p>支援機関への橋渡し など</p> <p>要支援世帯の発見、調査 など</p>
<p>2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じ、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p>	<p>行事への参加や企画 など</p>

児童福祉法における児童委員の職務

職 務	活 動 例
<p>第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。</p> <p>三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。</p> <p>四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。</p> <p>五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。</p>	<p>訪問活動、マップ作り など</p> <p>情報提供、チラシの配布 など</p> <p>支援機関への橋渡し など</p> <p>要支援世帯の発見、調査 など</p> <p>啓発活動、環境浄化運動 など</p> <p>行事への参加や企画 など</p>

民生委員の7つのはたらき



第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

(略)

- 2 **民生委員協議会は**、民生委員の職務に関して必要と認める意見を**関係各庁に具申する**ことができる。

事例で理解する “7つのはたらき”

1. A町の民生委員・児童委員協議会では、給食サービスの協力や「声かけ」、「安否確認」などの活動をとおして住民の実態や福祉需要を日常的に把握しています。
2. 民生委員・児童委員のCさんは、ある高齢者（90歳）宅を訪問したとき、家族から、自分で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞きました。
3. 在宅で介護をしたいという家族の希望に対し、民生委員・児童委員のCさんは、以前地域包括支援センターから預かっていたパンフレットを利用し、介護保険制度を利用して受けられるホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスについての情報を提供しました。
4. 民生委員・児童委員のCさんは、本人と家族からの申し出により地域包括支援センターに連絡し、介護保険サービスや家族への支援など、サービスを受けるために必要な対応を依頼しました。

社会調査

相 談

情報提供

連絡通報

事例で理解する “7つのはたらき”

5. 民生委員・児童委委員のCさんは、継続してこの世帯への関わりを続け、介護保険制度にはない買い物や話し相手などの需要に対し、社会福祉協議会の生活支援事業やボランティア活動の調整をしました。
6. また、民生委員・児童委委員のCさんは、自らも訪問機会を増やすなどの活動を行うとともに、町内会と連携した見守り訪問活動や小地域でのネットワークをつくり、家族の不安の解消や家族だけでは抱えきれなかったさまざまな問題の解決に取り組みました。
7. A町民児協では、Cさんを含む各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護をしている家族への支援の必要性を知り、家族介護者の課題をとりまとめるとともに、数年前に中止になった家族介護支援事業の再開の必要性を、行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会、民児協、ボランティアなどが協力して実施してはどうかという意見を市に提起しました。

調 整

生活支援

意見具申

※意見具申のはたらきは、民生委員児童委員協議会（所属委員全体で）行うはたらきです

7つのはたらきの定着化に向けて

沖縄県浦添第五民児協：定例会での工夫

沖縄県民生委員活動活性化事業（平成29～31/令和元年）モデル地区支援活動より



定例会における事例学習を通じた人材育成

課題

活動報告であがってくる内容は、情報交換のための会議出席、学校行事・地域行事への参加等の活動が多く、「相談」活動が少ない。新任民生委員も多いなか、知識の習得や技術の向上をするにはどうしたらよいのか

取組

定例会での報告を簡略化し、30分でできる事例学習を行い、民生委員全体で情報交換することにより、人材を育成する



令和元年6月 事例学習の様子

アクション

- 事例学習の時間を確保するため、定例会での報告・説明内容について、各自で読む項目、詳細な説明が必要な項目等の内容の整理を行った
- 民生委員活動における7つのはたらきの視点に照らした事例シートを作成。地域の事例について学び合った
- 個人情報取り扱い方について研修会を実施



浦添市第五民児協
会長 砂川 清徳

民生委員手引きの7つのはたらきの視点で事例の整理ができるようになり、全員、笑顔で和気あいあいの雰囲気楽しく定例会を行えるようになった。現在の雰囲気を大事に進めていきたい。
今後は、事例学習のまとめを作成し、内容を蓄積し、地域福祉の財産としたい。
さらに、明るい地域創りや民生委員活動が楽しく進められるための勉強会にしたい。

※民生委員同士が守秘義務を守りながら事例学習を行っています。